

第17回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年10月26日(火) 午前10時30分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 6 議案第 3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
日程第 8 報告第 1号 第4回農地小委員会の報告について
日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第 10 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 1 番委員 駿河 信一
2 番委員 太田 豊
3 番委員 新田 義修
4 番委員 佐藤 恵一郎
5 番委員 武田 美紀
6 番委員 高橋 敏彦
8 番委員 大森 泰英
9 番委員 齊藤 新一

推進委員

- 藤村 与志夫
井上 浩児
宮林 和徳

5 欠席委員 7 番委員 吉清水 秀明

6 説明のために会議に出席したもの

- 農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子
〃 主任主査 細川 直樹
〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和3年10月26日(火) 午前10時30分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員3名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と3番新田義修委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第17回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年9月23日から令和3年10月26日までを報告させていただきます。資料は2ページをご覧ください。

(第16回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は4ページから8ページをご覧ください。

整理番号1番は、現在両親と同居する譲受人が子供の成長に伴い住居が手狭となり、今後両親の介護を行う予定もあることから、現在の住居の隣接地に個人住宅を建築して住み替えるため、所有権移転による転用の申し出となります。転用面積は330平方メートルとなっており、内訳は居宅が55.48平方メートル、駐車場が30平方メートル

ル、庭及び通路等が244.52平方メートルとなっております。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は市道に沿って東西方向に宅地が連なっているため、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は、全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資に対する事前相談結果通知により、事業の確実性について確認しているところです。なお、本案件は、本年5月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

次に、整理番号2番は、特定土地改良事業施行区域内の農地であることから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の例外規定における一時転用の項目に該当する内容となっております。当該農地の北西端部分に電気通信事業法に基づき認定電気通信事業者が中継施設、いわゆる携帯電話基地局を設置することに伴い、工事用の仮設用地として約3か月間使用するというものでありますので、許可相当の意見になるものと見られます。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、井上浩児推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を新田農業委員にお願いします。なお、整理番号1番につきましては、第12回総会の議案第5号で報告済みですので省略します。

新田農業委員 3番の新田です。それでは、私の方から議案第1号のうち整理番号2番について、令和3年10月15日に井上推進委員と宮林推進委員の3人により現地調査を実施いたしましたのでご報告いたします。

整理番号2番の申請地の位置は、鵜飼小学校の道路及び水路を挟んで西側に隣接したところにあります。周囲の状況は、東側は道水路を挟み学校用地、西側は水路を挟み宅地、南側は道水路を挟み雑種地、北側は雑種地で駐車場となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、議案第2号整理番号1番及び2番について補足説明させていただきます。議案書は10ページをご覧ください。
整理番号1番は、譲受人である認定農業者が作業受託という形で耕作していた農地を買い受ける案件となっております。
整理番号2番は、農地中間管理事業の集積一括方式を活用した使用貸借案件となっております。借受人は本農地を作業受託で長年耕作しており、今回所有者からの申し出により利用権の設定をするに至ったものです。なお、貸付者は経営転換協力金の対象となる見込みです。
以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは、私の方から議案第2号整理番号1番及び2番について、ご報告申し上げます。
整理番号1番及び2番の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。
農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添の農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で、議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、議案第3号につきまして説明させていただきます。議案書は15ページをご覧ください。また、別でお配りしておりますA3サイズの資料も併せてご覧ください。

まず、今回の議案でございます買入協議制度とはどのようなものかということの説明させていただきたいと思っております。買入協議制度とは、認定農業者または農地の所有者から、農業委員会に対し基盤法に基づく農地のあっせんの申し出があった場合に、農業委員会が利用調整を行ってもなお双方の合意が得られない場合、本制度を活用し確実に認定農業者等の担い手へ集積を行うものです。この手続きを行うことにより、農地の売り手側が1,500万円の特別控除を受けられることとなります。

今回の案件につきましては、農地所有者からあっせんの申し出を受けた9筆の農地について、農地所有者と買受予定者で売買協議を行いましたが、双方が売買金額で合意に至りませんでした。しかし、本農地は優良農地でありますことから、当該農地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、効率的かつ安定的な農業経営を営む買受予定者に対して農用地等の集積を図るため、岩手県農地中間管理機構の買入れが特に必要であると認め、滝沢市長に対し買入協議の通知の要請を行うものとなっております。資料の図で言いますと下の図の②の部分の手続きとなっております。なお、山林及び原野も一緒に買受協議を行ったのですが、こちらは農地を行き来する際に道路として活用するため、この農地の付帯地として同時に売買する予定となっているものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長 暫時、休憩します。

(10時49分休憩)

(10時58分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長 本案件の現地調査報告は宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは、私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。

議案第3号の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。この農地は優良農地であることから、当該農地を含む周辺の地

域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、効率的かつ安定的な農業経営を営む買受予定者に対して農用地等の集積を図るため、岩手県農地中間管理機構の買入れが特に必要であるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は17ページから19ページをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査をしたところ、農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと、証明することに問題はないものと考えられます。

なお、整理番号2番について、元地番は登記地目は原野ですが、現況地目では畑として農地台帳に記載された約1町歩の土地となっており、今回の願出にあたり元地番の土地の中央部を南北に縦断していた農業用水路部分について分筆登記した経緯がありますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは、私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、岩手銀行滝沢支店より南東へ約330メートルのところにあります。周囲の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は水路及び道路を挟み農地、北側は水路を挟み農地になっており、現地は、西側の宅地に跨って倉庫が設置され、資材や自動車が置かれているなど、西側に隣接する自動車修理整備工場の敷地の一部となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、

すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、滝沢第二小学校より北東へ約100メートルのところにあります。周囲の状況は、東側、西側及び南側は農地、北側は道路及び水路を挟み農地になっており、現地は、コンクリート製のU字溝と暗渠管が設置された農業用水路とその法面部分となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、第4回農地小委員会の報告について、農地小委員会藤村副委員長に報告をお願いします。

藤村副委員長 農地小委員会副委員長の藤村でございます。農地小委員会報告につきましては、委員長が所用により欠席しておりますので、副委員長の私から第4回農地小委員会の結果を報告させていただきます。議案書は21ページをご覧ください。

9月17日に農地小委員会委員8名と事務局職員で新規就農者の就農状況現地調査について協議いたしましたので、その協議結果についてご報告いたします。

農地小委員会では新規就農者について、営農計画に基づき営農されているか、就農後3年間確認することとしております。現在のフォロー対象者は、就農から3年までの方が11名、就農から3年経過しているものの継続フォローが必要と判断された方が2名の合計13名でございます。今回の調査では、農業次世代人材投資資金を活用している者は農林課で定期的に調査を行っていることから、調査対象者からは外しました。また、委員及び推進委員が普段から指導できる環境にある農業者も調査対象から外しました結果、今回のフォロー対象者は13名中8名となりました。またフォロー調査者は、基本的には新田委員と事務局職員での体制とし、特段必要がある場合は吉清水委員長も行うことといたしました。また、訪問時に動画撮影を行い、それを農地小委員会で共有することといたしました。フォロー調査については、明日27日より順次開始予定です。

以上で農地小委員会の報告を終わります。

議長

日程第9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第11、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書22ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第17回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年10月26日 午前11時8分

議 長

会議録署名人 2番委員

会議録署名人 3番委員

これは原本である。

令和3年10月26日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一